

平成 19 年 8 月 3 日

各 位

不動産投信発行者名 トップリート投資法人
代 表 者 名 執行役員 土田京一
(コード番号:8982)
投資信託委託業者名 トップリート・アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤晋民
問 合 せ 先 取締役企画・管理部長 林弘幸
TEL. 03-3243-2181

規約変更、役員選任及び会計監査人選任に関するお知らせ

トップリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 19 年 8 月 3 日付の役員会におきまして、下記のとおり、規約変更、役員選任及び会計監査人選任に関し、平成 19 年 9 月 21 日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該事項は、平成 19 年 9 月 21 日に開催される本投資法人の投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 平成 18 年 5 月 1 日に会社法(平成 17 年法律第 86 号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)、また、平成 19 年 9 月に「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号)が施行予定され、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号。以下「投信法」という。)その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般にわたって所要の変更を行い、附則第 38 条第 2 項を新設するものであります。
- (2) 平成 18 年 10 月 1 日に東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例が改正され、上場投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことに伴い、本投資法人の資産運用の基本方針に即応して必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関し変更を行うものであります。
- (3) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行に伴い、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達のために短期投資法人債の発行を可能とし、同法において要求されている要件に従い、第 32 条第 1 項の規定を変更し、附則第 38 条第 1 項を新設するものであります。
- (4) 役員会等を通じた監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員の報酬額を妥当な水準とができるよう金額上限の変更を行うものであります。
- (5) 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を妥当な水準とができるよう金額上限の変更を行うものであります。
- (6) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項については、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除するものであります。
- (7) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

(規約変更の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

(1) 執行役員

執行役員 土田 京一より、平成 19 年 9 月 30 日をもって辞任したい旨の申出があつたため、平成 19 年 9 月 21 に開催される本投資法人の投資主総会に、平成 19 年 10 月 1 日付での執行役員 1 名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成 19 年 9 月 21 日に開催される本投資法人の投資主総会に、補欠執行役員 1 名の選任について、議案を提出いたします。

なお、執行役員候補者 遠藤 晋民及び補欠執行役員候補者 林 弘幸の両氏は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役及び取締役であり、投資信託委託業者の取締役についての投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条に基づく兼職承認を金融庁長官に申請中です。

(2) 監督役員

監督役員 栗林 康幸、常山 邦雄の両氏より、平成 19 年 9 月 30 日をもって一旦辞任したい旨の申出があつたため、平成 19 年 9 月 21 に開催される本投資法人の投資主総会に、あらためて平成 19 年 10 月 1 日付で監督役員 2 名の選任について、議案を提出いたします。

(参考) 執行役員候補者の略歴等は以下のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴		所有する本投資法人の投資口数
遠藤 晋民 (昭和 31 年 3 月 7 日)	昭和 53 年 4 月 住友信託銀行株式会社 入社 平成 13 年 10 月 同 不動産営業部 次長 平成 14 年 6 月 同 不動産情報開発部 副部長 平成 16 年 4 月 同 不動産管理部長 平成 18 年 4 月 同 不動産情報開発部長 平成 19 年 6 月 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 取締役就任 平成 19 年 7 月 同 代表取締役就任 (現職)		0 口

3. 会計監査人選任について

みすゞ監査法人(旧中央青山監査法人)が平成 19 年 4 月 26 日をもって本投資法人の会計監査人を辞任したことにより、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 108 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 26 日に役員会の決議により、あずさ監査法人を一時会計監査人の職務を行うべき者として選任し、現在に至っております。

つきましては、平成 19 年 9 月 21 に開催される本投資法人の投資主総会に、あずさ監査法人を会計監査人に選任することについて、議案を提出いたします。

4. 投資主総会等の日程

- 平成 19 年 8 月 3 日 投資主総会提出議案承認役員会
- 平成 19 年 9 月 5 日 投資主総会招集ご通知の発送(予定)
- 平成 19 年 9 月 21 日 投資主総会(予定)

以 上

<添付資料>

第 2 回投資主総会招集ご通知

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.top-reit.co.jp/>

平成 19 年 9 月 5 日

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号日鐵日本橋ビル
ト ッ プ リ ー ト 投 資 法 人
執 行 役 員 土 田 京 一

第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 2 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成 19 年 9 月 20 日（木曜日）午後 5 時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に従い、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第 15 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時 平成 19 年 9 月 21 日（金曜日）午前 10 時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 1 号

東京会館 11 階「シルバールーム」

（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第 1 号議案 規約一部変更の件

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

第 3 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件

第 4 号議案 監督役員 2 名選任の件

第 5 号議案 会計監査人選任の件

以上

【お願い】 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください
いますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方 1 名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】 ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.top-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。

◎当日の開催場所であります東京会館は、午前 9 時からの開館となります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）、また、平成19年9月に「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が施行予定され、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）その他投資法人に関する法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般にわたって所要の変更を行い、附則第38条第2項を新設するものであります。
- (2) 平成18年10月1日に東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例が改正され、上場投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことに伴い、本投資法人の資産運用の基本方針に即応して必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関し変更を行うものであります。
- (3) 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行に伴い、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達のために短期投資法人債の発行を可能とし、同法において要求されている要件に従い、第32条第1項の規定を変更し、附則第38条第1項を新設するものであります。
- (4) 役員会等を通じた監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員の報酬額を妥当な水準とすることができますよう金額上限の変更を行うものであります。
- (5) 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を妥当な水準とすることができますよう金額上限の変更を行うものであります。
- (6) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項については、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除するものであります。
- (7) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号)</p> <p><u>本規約で設立する投資法人は、トップリート投資法人</u> (以下「本投資法人」という。) と称し、英文では Top REIT, Inc. と表示する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号)</p> <p><u>本投資法人は、トップリート投資法人</u>と称し、英文では Top REIT, Inc. と表示する。</p>
<p>第2条 (目 的)</p> <p>本投資法人は、「<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>」(昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。) (以下「投信法」という。) に基づき、投資法人の資産を主として特定資産 (投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。) に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第2条 (目 的)</p> <p>本投資法人は、<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u> (昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。) に基づき、投資法人の資産を主として特定資産 (投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。) に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p>第3条 (本店の所在する場所)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第4条 (公告方法)</p> <p>本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p>
<p>第2章 投 資 口</p> <p>第5条 (発行する投資口の総口数)</p> <p>1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、200 万口とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、第 1 項の<u>投資口数</u>の範囲内において、役員会の承認を得て<u>投資口の追加発行</u>ができるものとする。当該投資口の追加発行における 1 口当たりの<u>発行価額</u>は、<u>発行日毎に均等に定めるもの</u>とし、本投資法人に属する資産 (以下「運用資産」という。) の内容に照らし公正な<u>価額</u>として執行役員が決定し、役員会が承認する価</p>	<p>第2章 投 資 口</p> <p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <p>1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200 万口とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人は、第 1 項の<u>発行可能投資口総口数</u>の範囲内において、役員会の承認を得て、<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うこと</u>ができるものとする。<u>募集投資口</u> (当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。) 1 口当たりの<u>払込金額</u>は、<u>募集ごとに均等に定めるもの</u>とし、本投資法人の保</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>額とする。</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換</u>（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）<u>への記載又は記録を含む</u>。以下同じ。）、<u>質権の登録及びその抹消</u>、投資証券の再発行その他の手続<u>並びに</u>その手数料については、法令又は本規約の<u>他</u>、役員会の定める投資口取扱規程による。</p> <p>第7条（<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>）</p> <p>本投資法人が<u>常時保持する最低限度の純資産額</u>は、5,000万円とする。</p>	<p><u>有する資産</u>（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な<u>金額</u>として執行役員が決定し、役員会が承認した<u>金額</u>とする。</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿</u>（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）<u>を含む</u>。以下同じ。）<u>への記載又は記録</u>、投資証券の再発行その他の手続<u>及び</u>その手数料については、法令又は本規約の<u>ほか</u>、役員会の定める投資口取扱規程による。</p> <p>第7条（最低純資産額）</p> <p>本投資法人の<u>最低純資産額</u>は、5,000万円とする。</p>
<p>第3章 投資主総会</p> <p>第9条（招 集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都各区内として</u>、2年に1回以上開催する。</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他、役員会の承認に基づき</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得て<u>これを</u>招集する。</p> <p>3. 投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する</u>。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</p>	<p>第3章 投資主総会</p> <p>第9条（招 集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として</u>2年に1回以上開催する。</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得て招集する。</p> <p>3. 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する</u>。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 11 条 (決 議)</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の<u>他</u>、出席した投資主の議決権の過半数<u>でこれ</u>を行う。</p>	<p>第 11 条 (決 議)</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した投資主の議決権の過半数<u>をもって</u>行う。</p>
<p>第 12 条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の<u>投資主</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 <u>前項において</u>当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を<u>予め</u>本投資法人に提出しなければならない。 	<p>第 12 条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の<u>投資主 1 名</u>を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。 <u>前項の場合において</u>は、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。
<p>第 13 条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p><u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。</u></p>	<p>第 13 条 (書面による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 書面による議決権の行使は、<u>投資主が議決権を行使するための書面</u>（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、<u>法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u> 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、<u>出席した投資主の議決権の数に算入する。</u>
<p>第 14 条 (書面による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u> <u>書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u> 	<p>第 14 条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u> <u>前項の規定により、電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 15 条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第 15 条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第 16 条 (基準日)</p> <p>1. 決算期から 3 か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主又は登録質権者とする。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とすることができる。</p>	<p>第 16 条 (基準日)</p> <p>1. 決算期（第 33 条において定義する。以下同じ。）から 3 か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる者とする。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者とができる。</p>
<p>第 17 条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 17 条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第4章 <u>執行役員、監督役員及び役員会</u></p> <p>第19条 (執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成する。</p>	<p>第4章 <u>役員及び役員会</u></p> <p>第19条 (役員の員数及び役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は役員会を構成する。</p>
<p>第20条 (執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りでない。</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。ただし、補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p>第20条 (役員の選任及び任期)</p> <p>1. 役員は、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>
<p>第21条 (執行役員及び監督役員の報酬の支払基準)</p> <p>本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとする。</p> <p>(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額40万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとする。</p>	<p>第21条 (役員の報酬の支払基準及び支払の時期)</p> <p>本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定した金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとする。</p> <p>(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定した金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 22 条 (執行役員及び監督役員の賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第 33 条にいう営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第 2 号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の 4 年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4 を乗じた額とのいづれか低い額</u></p>	<p>第 22 条 (役員の賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める役員の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第 23 条 (招集及び議長)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他</u>、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の 1 名が<u>これを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日</u>の 3 日前までに、<u>執行役員及び監督役員の全員</u>に対して発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員の全員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第 23 条 (招集及び議長)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の 1 名が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の 3 日前までに、<u>全役員</u>に対して発するものとする。ただし、<u>全役員の同意を得て</u>、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 24 条 (決議)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員</u>の過半数が出席の上、<u>出席者の過半数の議決</u>をもって行う。</p>	<p>第 24 条 (決議)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員</u>の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う</u>。</p>
<p>第 25 条 (役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p>	<p>第 25 条 (役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>を記載又は記録した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第 27 条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会において選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。</p>	<p>第 5 章会計監査人</p> <p>第 27 条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第 29 条 (会計監査人の報酬の支払基準)</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に <u>1,500</u> 万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期後 3 か月以内に支払うものとする。</p>	<p>第 29 条 (会計監査人の報酬の支払基準及び支払時期)</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に <u>2,000</u> 万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期後 3 か月以内に支払うものとする。</p>
<p>第 8 章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第 32 条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。なお、資金を<u>借り入れる</u>場合は、<u>証券取引法</u>第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p>	<p>第 8 章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第 32 条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の発行を行うことができる。なお、資金を<u>借り入れる</u>場合は、<u>金融商品取引法</u>（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの</p>

現 行 規 約	変 更 案
2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略)	借入れに限るものとする。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)
第9章 計 算 第33条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。 <u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年10月末日までとする。</u>	第9章 計 算 第33条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。
第34条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。	第34条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。
(1) 利益の分配 ① <u>投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条第1項に定める利益の金額</u> （以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剩余金及び評価差額金の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。 ② 分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持	(1) 利益の分配 ① <u>本投資法人の利益の金額</u> （以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計算される金額とする。 ② 分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」という。）に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又

現 行 規 約	変 更 案
<p>又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>社団法人投資信託協会</u>の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は<u>登録質権者</u>を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) 分配金請求権の除斥期間 (記載省略)</p> <p>(5) <u>社団法人投資信託協会</u>の規則</p> <p>本投資法人は、第 1 号乃至第 4 号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、<u>上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人の課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をする</u>ことができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は<u>登録投資口質権者</u>を対象に、<u>投資口の所有口数に応じて分配する</u>。</p> <p>(4) 分配金請求権の除斥期間 (現行どおり)</p> <p>(5) <u>投信協会</u>の規則</p> <p>本投資法人は、第 1 号乃至第 4 号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>
<p>第 10 章 業務及び事務の委託</p> <p>第 36 条 (<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信</p>	<p>第 10 章 業務及び事務の委託</p> <p>第 36 条 (<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が<u>資産運用会社</u>に支払う資産運</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。</p> <p>第37条（業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を<u>資産保管会社</u>に委託する。 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第<u>111</u>条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。 3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資口及び投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）第<u>124</u>条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める<u>一般事務受託会社</u>に対し、<u>当該各事務を委託することとする。</u></u> 	<p>用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。</p> <p>第37条（業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管に係る業務を<u>資産保管会社</u>に委託する。 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第<u>117</u>条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。 3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）第<u>169</u>条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める<u>一般事務受託者</u>に対し委託する。
<p><u>第11章 成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p> <p><u>第38条（成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</u></p> <p>本投資法人の成立時の資産運用を行う</p>	(削除)
	(削除)

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙 4 に定めるとおりとする。</u></p>	
<p>第<u>12</u>章 附 則</p> <p><u>第 39 条 (設立企画人)</u></p> <p><u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u></p> <p><u>名 称：トップリート・アセットマネジメント株式会社</u></p> <p><u>住 所：東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号</u></p> <p><u>日鐵日本橋ビル</u></p> <p><u>第 40 条 (設立企画人報酬)</u></p> <p><u>設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として 5,000 万円を受領する。</u></p>	<p>第<u>11</u>章 附 則</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 41 条 (投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額)</u></p> <p><u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要となる費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第 187 条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は 5,000 万円を上限とする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 42 条 (設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数)</u></p> <p><u>本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は 1 口当たり 50 万円とし、発行口数は 200 口とする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現 行 規 約	変 更 案																
(新設)	<u>第 38 条 (経過措置)</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下「証券取引法等改正法」という。）第 5 条の規定の施行日より有効となることとする。</u> <u>前項のほか、証券取引法等改正法第 3 条及び第 5 条の規定が施行されるまでは、本規約の規定を次の表のとおり読み替えるものとする。</u> 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える本規約の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第 32 条第 1 項</u></td> <td><u>金融商品取引法</u></td> <td><u>証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 36 条</u></td> <td><u>資産運用会社に対する</u></td> <td><u>投資信託委託業者に対する</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>資産運用会社に支払う</u></td> <td><u>資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 37 条第 1 項</u></td> <td><u>資産運用会社</u></td> <td><u>投資信託委託業者</u></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える本規約の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<u>第 32 条第 1 項</u>	<u>金融商品取引法</u>	<u>証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）</u>	<u>第 36 条</u>	<u>資産運用会社に対する</u>	<u>投資信託委託業者に対する</u>		<u>資産運用会社に支払う</u>	<u>資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う</u>	<u>第 37 条第 1 項</u>	<u>資産運用会社</u>	<u>投資信託委託業者</u>	
読み替える本規約の規定	読み替えられる字句	読み替える字句															
<u>第 32 条第 1 項</u>	<u>金融商品取引法</u>	<u>証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）</u>															
<u>第 36 条</u>	<u>資産運用会社に対する</u>	<u>投資信託委託業者に対する</u>															
	<u>資産運用会社に支払う</u>	<u>資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う</u>															
<u>第 37 条第 1 項</u>	<u>資産運用会社</u>	<u>投資信託委託業者</u>															

現 行 規 約	変 更 案		
	別紙 1	<u>投信法第 2 条第 7 項</u>	<u>投信法第 2 条第 12 項</u>
		<u>投信法第 2 条第 15 項</u>	<u>投信法第 2 条第 22 項</u>
		<u>金融商品取引法</u>	<u>証券取引法</u>
		<u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号</u>	<u>証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2</u>
		<u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号</u>	<u>証券取引法第 2 条第 1 項第 4 号</u>
		<u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 12 号</u>	<u>証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号</u>
		<u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号</u>	<u>証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号</u>
		<u>投信法施行令」という。) 第 3 条第 7 号</u>	<u>投信法施行令第 3 条第 11 号</u>
		<u>デリバティブ取引に係る権利</u>	<u>金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u>
		<u>投信法施行令第 3 条第 2 号</u>	<u>投信法施行令第 3 条第 13 号及び同条第 14 号</u>

現 行 規 約	変 更 案		
	別紙2	<u>デリバティ ブ取引に係 る権利</u>	<u>金融先物取 引に係る権 利及び金融 デリバティ ブ取引に係 る権利</u>
		<u>取引所に上 場している デリバティ ブ取引</u>	<u>取引所に上 場している 金融先物取 引及び金融 デリバティ ブ取引</u>
		<u>取引所の相 場がないデ リバティブ 取引</u>	<u>取引所の相 場がない非 上場金融先 物取引及び 金融デリバ ティブ取引</u>
	別紙3	<u>資産運用会 社に対する</u>	<u>投資信託委 託業者に対 する</u>
		<u>資産運用会 社に支払う</u>	<u>投資信託委 託業者（以 下「資産運 用委託会 社」とい う。）に支払 う</u>
		<u>資産運用会 社の指定す る</u>	<u>資産運用委 託会社の指 定する</u>
制定	平成17年10月24日	制 定	平成17年10月24日
施行	平成17年11月 2日	施 行	平成17年11月 2日
改定施行	平成18年 1月 13日	変 更	平成18年 1月 13日
		変 更	平成19年 9月 21日

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>資産運用の基本方針</p> <p>本投資法人は、主として不動産等（下記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第1項第1号に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（同第2号に定める資産をいう。また、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」という。以下同じ。）の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を通じて、投資主価値の最大化を目指した運用を行う。</p> <p>投資方針</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. <u>本投資法人は、その資産の総額のうちに占める租税特別措置法第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</p> <p>1. <u>本投資法人が資産運用の対象とする資産の種類は、以下のものとする。</u></p> <p>（1）<u>不動産等</u></p> <p>①不動産</p> <p>②不動産の賃借権</p> <p>③地上権</p> <p>（新設）</p> <p>④不動産、土地の賃借権又は地上権を信託</p>	<p>別紙1</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>資産運用の基本方針</p> <p>本投資法人は、主として不動産等（下記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（同第3項に定める資産をいう。また、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」という。以下同じ。）の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を通じて、投資主価値の最大化を目指した運用を行う。</p> <p>投資方針</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>（削除）</p> <p>資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</p> <p>1. <u>本投資法人の主要な投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。</u></p> <p>2. <u>不動産等とは、次の各号に掲げる資産をいう。</u></p> <p>（1）不動産</p> <p>（2）不動産の賃借権</p> <p>（3）地上権</p> <p>（4）地役権</p> <p>（5）不動産、土地の賃借権、地上権又は地役</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、<u>有価証券</u>（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含む。以下「<u>投信法施行令</u>」という。）第 3 条第 1 号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</p> <p>⑤信託財産を主として不動産、不動産の賃借権<u>又は地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>⑥当事者の一方が相手方の行う<u>本号①乃至⑤</u>に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>⑦信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p><u>(2) 不動産対応証券</u></p> <p><u>資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるもの</u></p> <p>①優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 9 項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>②受益証券（投信法第 2 条第 12 項に定める受益証券をいう。）</p> <p>③投資証券（投信法第 2 条第 22 項に定める投資証券をいう。）</p> <p>④特定目的信託の受益証券（資産流動化</p>	<p>権を信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p><u>(6) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権<u>又は地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p><u>(7) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p><u>(8) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p><u>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とする、次の各号に掲げる資産をいう。</u></p> <p><u>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 9 項に規定する優先出資証券をいう。）</u></p> <p><u>(2) 受益証券（投信法第 2 条第 7 項に規定する受益証券をいう。）</u></p> <p><u>(3) 投資証券（投信法第 2 条第 15 項に規定する投資証券をいう。）</u></p> <p><u>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
法第2条第15項に <u>定める</u> 特定目的信託の受益証券（前号④、⑤及び⑦に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）	法第2条第15項に <u>規定する</u> 特定目的信託の受益証券（前項第5号、第6号又は第8号に規定する資産に該当するものを除く。）をいう。）
<u>(3) その他の特定資産</u>	<u>4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次の各号に掲げる特定資産（以下「<u>その他の特定資産</u>」といふ。）に投資することができる。</u>
①預金	<u>(1) 預金</u>
②コールローン	<u>(2) コールローン</u>
③国債証券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）第2条第1項第1号で定めるものをいう。）	<u>(3) 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号に規定するものをいう。）</u>
④地方債証券（証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいう。）	<u>(4) 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号に規定するものをいう。）</u>
⑤特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。）	<u>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に規定するものをいう。）</u>
⑥社債券（証券取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。）	<u>(6) 資産流動化法に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に規定するものをいう。）</u>
⑦譲渡性預金	<u>(7) 社債券（金融商品取引法第2条第1項第5号に規定するものをいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。）</u>
⑧貸付信託の受益証券（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）	<u>(8) 譲渡性預金証書</u>
⑨コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいう。）	<u>(9) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号に規定するものをいう。）</u>
⑩資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2に定めるものをいう。）	<u>(10) コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号に規定するものをいう。）</u>
⑪金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）	<u>((6) ～移動)</u> <u>(11) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑫不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付隨し若しくは関連する場合に限る。）</p> <p>⑬信託財産を主として<u>本号①乃至⑪</u>に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>⑭金融先物取引等に係る権利（<u>投信法施行令第3条第13号</u>に定めるものをいう。）</p> <p>⑮金融デリバティブ取引に係る権利（<u>投信法施行令第3条第14号</u>に定めるものをいう。）</p> <p>⑯有価証券（<u>第1号、第2号</u>及び本号①乃至⑮に該当するものを除く。）</p> <p><u>(4) 特定資産以外の資産</u> 実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付隨し若しくは関連する場合に限り、<u>以下に掲げる資産</u>に投資することがある。</p> <p>①商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に<u>に基づく</u>商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）</p> <p>②著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）に<u>に基づく</u>著作権等</p> <p>③温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）に<u>定める</u>温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等</p>	<p>号。その後の改正を含む。以下「<u>投信法施行令</u>」という。）第3条第<u>7号</u>に規定するものをいう。）</p> <p><u>(12)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(13)</u>信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>（削除）</p> <p><u>(14)</u>デリバティブ取引に係る権利（<u>投信法施行令第3条第2号</u>に規定するものをいう。）</p> <p><u>(15)</u>有価証券（<u>投信法施行令第3条第1号</u>に定めるものをいう。以下同じ。）（第2項、第3項及び本項前各号に該当するものを除く。）</p> <p><u>5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付隨し若しくは関連する場合に限り、次の各号に掲げる資産に投資することがある。</u></p> <p><u>(1)</u>商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）</p> <p><u>(2)</u>著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）に規定する著作権等</p> <p><u>(3)</u>温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する温泉の源泉を利用する権利及び当</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>④動産（民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含む。以下「民法」という。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</p> <p>⑤本号①乃至④に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>⑥資産流動化法第 2 条第 6 項に規定する特定出資</p> <p>⑦有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号。その後の改正を含む。）に基づく有限会社の出資持分</p> <p>⑧民法第 667 条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>⑨各種保険契約に係る権利（不動産関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限る。）</p> <p>⑩不動産等及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利</p> <p>2. 本投資法人は、主として前項第 1 号及び第 2 号に掲げる資産を主たる投資対象とする。</p> <p>投資制限</p> <p>1. 上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第 1 項第 3 号②乃至⑪及び同⑯に掲げる有価証券及び金銭債権への投資による運用は、積極的に行うものではなく、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとする。</p>	<p>該温泉に関する設備等</p> <p>(4) 動産（民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含む。以下「民法」という。）に規定するもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</p> <p>(5) 前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）に規定する持分会社の出資持分</p> <p>(8) 民法第 667 条に規定する組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権を出資することにより設立され、その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>投資制限</p> <p>1. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第 4 項に掲げる有価証券及び金銭債権への投資による運用は、積極的に行うものではなく、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第1項第3号⑭に掲げる金融先物取引等に係る権利及び同⑮に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利への投資による運用は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としたものに限るものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>組入資産の貸付の目的及び範囲</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. <u>前項の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資方針等の定めに基づき運用することができる。</u></p> <p>3. 運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>	<p>2. <u>本投資法人は、上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第4項第14号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資による運用は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としたものに限るものとする。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>組入資産の貸付の目的及び範囲</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>本投資法人は、不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を收受することがあり、かかる收受した金銭を上記「資産運用の基本方針」及び「投資方針」等の定めに基づき運用することができる。</u></p> <p>3. <u>本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</u></p>
<p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託</p>	<p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、<u>投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）、投信協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</u></p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役</p>

現 行 規 約	変 更 案
する信託の受益権 信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	権を信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。	(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。
(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算	(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定し

現 行 規 約	変 更 案
<p>定した価額により評価する。</p> <p>(6) ~ (7) (記載省略)</p> <p>(8) <u>金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u> ①取引所に上場している<u>金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務 (記載省略)</p> <p>②取引所の相場がない<u>非上場金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>た価額により評価する。</p> <p>(6) ~ (7) (現行どおり)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①取引所に上場している<u>デリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務 (現行どおり)</p> <p>②取引所の相場がない<u>デリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務 (現行どおり)</p> <p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p>
<p>(9) 金銭の信託の受益権</p> <p>投資運用する資産に応じて、<u>第1号乃至第8号及び第10号</u>に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(9) 金銭の信託の受益権</p> <p>投資運用する資産の種類に応じて、<u>前各号及び次号</u>に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>
<p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合は、投信法、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、<u>下記のように評価するものとする</u>。</p>	<p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合は、投信法、<u>投信協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の慣行</u>により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、<u>次の各号に掲げる投資対象資産について、前項と異なる方法で評価する場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により評価す</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>第1号</u>に掲げる資産については<u>第1号</u>に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第33条に定める各決算期とする。ただし、別紙1「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」<u>第1項第2号乃至第3号</u>に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末とする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>前号</u>に掲げる資産については<u>前号</u>に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第33条に定める各決算期とする。ただし、別紙1「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」<u>第3項及び第4項</u>に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末とする。</p>
<p>別紙3 <u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「資産運用委託会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を<u>資産運用委託会社</u>の指定する銀行口座への振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）により支払うものとする。</p>	<p>別紙3 <u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座への振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）により支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>1. 運用報酬 I</p> <p>(1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率 0.3%を乗じた額（1 年 365 日として当該計算期間の実日数により日割計算。1 円未満切捨て。）とする。</p> <p>(2) 「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法第 131 条第 1 項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額。</p> <p>(3) ~ (4) (記載省略)</p> <p>(5) <u>上記にかかわらず、本投資法人の設立当初の第 1 期の営業期間に係る運用報酬 I</u>については、以下に定める方法及び時期にて支払うものとする。</p> <p><u>第 1 期の決算期において本投資法人が所有する不動産関連資産について、各資産に係る取得価額に年率 0.3%を乗じた金額に、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日から当該決算期までの経過日数を乗じ 365 日で除して得られる金額（1 円未満切捨て）の合計額を、当該決算期の翌月の末日までに支払うものとする。</u></p>	<p>1. 運用報酬 I</p> <p>(1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率 0.3%を乗じた金額（1 年 365 日として当該計算期間の実日数により日割計算。1 円未満切捨て。）とする。</p> <p>(2) 「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法第 131 条第 2 項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額。</p> <p>(3) ~ (4) (現行どおり) (削除)</p>
<p>2. 運用報酬 II</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法第 129 条第 1 項の</p>	<p>2. 運用報酬 II</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法第 129 条第 2 項の書</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>書類に係る同法第131条第<u>1</u>項の承認を受けることをいう。以下同じ。)後1か月以内とする。</p> <p>3. 運用報酬Ⅲ (記載省略)</p>	<p>類に係る同法第131条第<u>2</u>項の承認を受けることをいう。以下同じ。)後1か月以内とする。</p> <p>3. 運用報酬Ⅲ (現行どおり)</p>
<p><u>別紙4 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u> (以下記載省略)</p>	(別紙4 以下全て削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員土田京一より、平成19年9月30日をもって辞任したい旨の申出があつたため、平成19年10月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成19年10月1日より2年間とします。なお、本議案は、平成19年8月3日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

また、当執行役員候補者からは平成19年8月3日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する本投資 法人の投資口数
遠藤 晋民 (昭和31年3月7日)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社 入社 平成13年10月 同 不動産営業部 次長 平成14年6月 同 不動産情報開発部 副部長 平成16年4月 同 不動産管理部長 平成18年4月 同 不動産情報開発部長 平成19年6月 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 取締役就任 平成19年7月 同 代表取締役就任（現職）	0口

注：上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。なお、投資信託委託業者の取締役についての投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づく兼職承認を金融庁長官に申請中であります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成19年8月3日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。また、当補欠執行役員候補者からは平成19年8月3日付で就任の承諾を得ております。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する本投資 法人の投資口数
林 弘 幸 (昭和38年3月15日)	昭和60年4月 住友信託銀行株式会社 入社 平成11年6月 同 静岡支店法人営業室不動産課長 平成13年10月 同 不動産営業部 主任調査役 平成14年6月 同 不動産情報開発部 主任調査役 (改組) 平成14年10月 同 不動産業務部 主任調査役 平成19年2月 同 不動産業務部 不動産審査室長 平成19年6月 トッpriート・アセットマネジメント株式会社出向 企画・管理部長 平成19年7月 同 取締役企画・管理部長（現職）	0口

注：上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトッpriート・アセットマネジメント株式会社の取締役であります。なお、投資信託委託業者の取締役についての投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づく兼職承認を金融庁長官に申請中であります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員栗林康幸、常山邦雄の両氏より、平成19年9月30日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年10月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成19年10月1日より2年間とします。

また、当監督役員候補者からは平成19年8月3日付で就任の承諾を得ております。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する本投資 法人の投資口数
1 栗林康幸 (昭和37年12月14日)		平成4年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 由本・高後・森法律事務所 所属弁護士 平成9年6月 米国ニューヨーク市クデール・プラザーズ法律事務所 アソシエイト弁護士 平成9年12月 米国ニューヨーク州弁護士 登録（現在まで） 平成11年6月 栗林法律事務所（米国クデール・プラザーズ法律事務所との特定共同事業）弁護士 平成12年12月 田中・高橋法律事務所所属 弁護士 平成13年5月 ユーワパートナーズ法律事務所パートナー弁護士 平成15年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現職） 平成17年10月 本投資法人監督役員就任 （現職）	0口
2 常山邦雄 (昭和22年11月5日)		昭和48年10月 住監査法人（合併して、旧みすゞ監査法人）勤務 昭和55年9月 武藏監査法人（合併して、現新日本監査法人）勤務 昭和57年3月 常山公認会計士事務所開業 （現職） 昭和63年4月 常山邦雄税理士事務所開業 （現職） 平成17年10月 本投資法人監督役員就任 （現職）	0口

注：各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

みすず監査法人（旧中央青山監査法人）が平成19年4月26日をもって本投資法人の会計監査人を辞任したことに伴い、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項の規定に基づき、平成19年4月26日に役員会の決議により、あづさ監査法人を一時会計監査人の職務を行うべき者として選任し、現在に至っております。

つきましては、本投資主総会にて会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、以下のとおりであります。

名 称	あづさ監査法人
主たる事務所の所在場所	東京都新宿区津久戸町1-2 あづさセンタービル
沿 革	昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立 昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（昭和49年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 平成15年2月 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、あづさ監査法人を設立 平成16年1月 朝日監査法人とあづさ監査法人が合併し、法人名をあづさ監査法人として発足

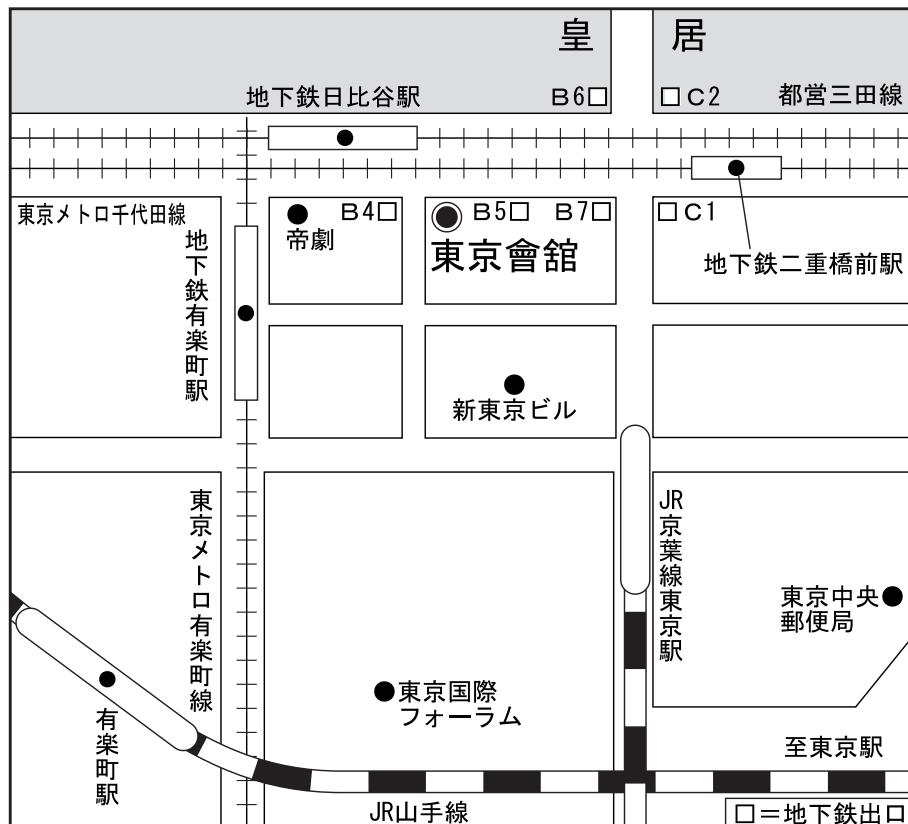
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいづれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項による「みなし賛成」の定めは適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いづれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京会館 11階「シルバールーム」
電話 03-3215-2111 (大代表)



交通のご案内

- JR 東京駅 丸の内南口より徒歩10分
京葉線東京駅 出口6より徒歩5分
- 有楽町駅 国際フォーラム側口より徒歩5分
- 地下鉄 東京メトロ千代田線 二重橋前駅
東京メトロ有楽町線 有楽町駅
都営三田線 日比谷駅 } 地下連絡 B4・
B5出口